

長崎総合科学大学 寄付講座及び寄付研究部門に関する規程

第1条 (趣 旨)

この規程は、寄付講座及び寄付研究部門（以下「寄付講座等」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 (定 義)

この要項において、「寄付講座」とは、個人又は団体の寄付によってその基礎的経費を賄うものとして、学部及び大学院組織等に置かれる講座をいう。

- 2 この要項において、「寄付研究部門」とは、個人又は団体の寄付によってその基礎的経費を賄うものとして、附置研究所等に置かれる研究部門をいう。

第3条 (設置及び運営の原則)

寄付講座等の設置及び運営は、本学における教育研究の進展及び充実を目的とし、学術に関する社会的要請その他の諸条件の変化への対応並びに教育研究体制における流動化、学際化及び公開化の推進に配慮して行うものとする。

- 2 寄付講座等の設置及び運営にあたっては、本学の主体性が確保されるよう十分に配慮するものとする。
- 3 第2条第1項及び第2項に定める「基礎的経費」には、次に掲げる経費が含まれるものとする。

- (1) 寄付講座等の教員の人件費及び旅費
- (2) 建物及び大型の設備に係るものを除き、寄付講座等における教育研究に必要な経費

第4条 (名 称)

寄付講座等には、当該寄付講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとする。

- 2 寄付講座等の名称には、寄付者が明らかとなるような字句を付すことができる。

第5条 (設置の申請)

学部長、工学研究科長及び附置研究所等の長は、民間等から寄付講座等の設置に係る経費等の寄付の申込みがあった場合において、当該寄付講座等の設置が本学における教育研究の進展及び充実に有益であると認めたときは、全学教授会又は工学研究科教授会の意見を聴いて、その設置を学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 寄付申込書(別記様式第1号)
 - (2) 寄付講座の概要(別記様式第2号)又は寄付研究部門の概要(別記様式第3号)
 - (3) 担当教員予定者の履歴書(別記様式第4号)及び就任承諾書(別記様式第5号)

第6条 (設置の手續及び存続期間)

寄付講座等を設置するときは、全学教授会又は工学研究科教授会の意見を聴いて学長が決定し、常務理事会へ報告しなければならない。

- 2 寄付講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。
- 3 寄付講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手續は、設置の手續に準ずる。

第7条（寄付講座等教員）

寄付講座を担当する教員の名称は寄付講座教員とし、寄付研究部門を担当する教員の名称は寄付研究部門教員とする。

- 2 寄付講座等の教員は、少なくとも1名は本学の教員以外の者をもってあてることとする。
- 3 寄付講座等には、少なくとも1名は、教授に相当する者又は准教授に相当する者がいなければならない。
- 4 本学の教員以外の寄付講座等教員の身分は、有期雇用職員、フルタイム又はパートタイマーとする。
- 5 寄付講座等教員の選考は、本学の専任教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。
- 6 寄付講座等の教員の職務権限については、当該部署において、第3条第1項及び第2項の原則のもとに、必要な定めを置くことができる。
- 7 寄付講座等の教員は、各部署の措置により、それぞれ「特命教授」又は「特命准教授」「特命講師」「特命助教」と称することができる。

第8条（寄付の受け入れ）

寄付講座等の設置に係る経費の寄付は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、必要な経費を分割して受け入れることができる。

- 2 前項の経費は、寄付金として経理する。

第9条（職務内容）

寄付講座等教員は、当該寄付講座等における教育研究に従事するほか、当該寄付講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

第10条（内容等の変更）

寄付講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、設置に関わる各条の規定に準ずる。

第11条（成果の公表）

学部長、工学研究科長及び附置研究所等の長は、寄付講座等の存続期間が終了したときは、当該部署の定めるところにより、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

第12条（特許等の取扱い）

寄付講座等教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、長崎総合科学大学知的財産取扱規程を準用する。

第13条（事務局）

寄付講座等にかかる事務は、研究助成推進課が行う。

第14条（補 則）

この規程に定めるもののほか、寄付講座等の運営に関し必要な事項は、学長が別に内規を定めることができる。

第15条(改 廃)

この規程の改廃は、全学教授会の意見を聴取し、常務理事会の議決を経るものとする。

- 付 則
- 1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。
 - 2 この規程は、平成28年10月28日から施行する。

長崎総合科学大学 寄付講座規程の運用に関する内規

1. 本内規は、長崎総合科学大学寄付講座及び寄付研究部門に関する規程第14条（補則）の規定に基づき定める。
2. 寄付講座等の設置に係る額は、原則として年間500万円以上とする。
3. 寄付講座等教員が、寄付講座等の設置に係る寄付の申込団体に過去5年以内に勤務経験を有していないことを条件とする。
4. 寄付の目的を達成し、残額が生じた場合は、本法人へ寄付するものとする。
5. この内規の改廃は、学長が定める。

附 則 1 この内規は、平成27年9月1日から施行する。